

ふるさと納税ワンストップ特例制度について

手続きかんたん！



ふるさと納税による所得税などの控除について、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を利用することで、確定申告をせずに税の控除を受けることができます。

所得税からの控除は行われず、その分を含めた控除額の全額が、ふるさと納税を行った年の翌年度の住民税から控除されます。

1 申請要件

次の条件のどちらにも該当するかたが利用できます。

- ◆ ふるさと納税による税の控除を受ける目的以外に、確定申告を行う必要がない（地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例の対象となるかた）
- ◆ 1月から12月までの1年間にふるさと納税を行う自治体が5団体以下である（地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当するかた）

次の場合は、本特例制度の対象となりませんので、確定申告を行ってください。

- 医療費控除などを受けるかた
- 自営業のかた
- ふるさと納税によらない寄附を自治体に対して行ったかた
- 本特例制度の申請後、6団体以上にふるさと納税を行ったかた（その年の全てのふるさと納税について、確定申告を行ってください。）

2 申請手続

「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」に記入、押印のうえ、裏面の必要書類を添えて箕面市へ提出してください。

- 提出期限：ふるさと納税を行った年の翌年の1月10日必着
- 本特例制度の申請後、確定申告を行うこととなった場合は、本特例制度の適用を受けられなくなりますので、確定申告の際に、ふるさと納税の控除申告を忘れずに行ってください。

ふるさと納税ワンストップ特例制度の申請手続きには マイナンバー確認書類と本人確認書類が必要です

ふるさと納税ワンストップ特例制度の利用を希望される場合は、申請書に寄附者のマイナンバー（個人番号）を記入の上、以下の書類が必要になります。

【郵送で申請のかた】 以下の書類のコピーをご同封ください。

【持参で申請のかた】 以下の書類の原本をお持ちいただくか、コピーをご提出ください。

【通知カードと本人確認書類】



+

本人確認書類

1点のみ
で確認可能

- ・運転免許証
- ・在留カード など
- ・パスポート
- ・療育手帳 など

2点以上
が必要

- ・健康保険被保険者証
- ・介護保険被保険者証
- ・年金手帳 など

または【マイナンバーカード】

「マイナンバーカード」であれば、1枚でマイナンバー確認と本人確認ができます



※コピーをする際は、カバーを外し、
表・裏の両面をコピーしてください

お問い合わせ先

箕面市役所 地域創造部 箕面営業室

電話 072-724-6905

月～金 8:45～17:15
※祝休日、年末年始を除く